

移動等円滑化基準チェック表

駐 車 場 法 第 1 2 条 の 届 出 の 有 無	有 ・ 無
駐 車 場 の 名 称	
リ ス ト 作 成 者	電話

※チェック欄は適合している場合は○を記入

技 術 基 準	チ ェ ッ ク	審 査	備 考
法第2条 (特定路外駐車場)	1 駐車のために供する（駐車マス）部分の面積が500㎡以上か		
	2 一般不特定の方が利用できるか		
	3 料金を徴収するか		
	4 建築物又は建築物の敷地内に設ける駐車場でない		
施行規則第7条 (添付図面)	1 位置を表示した縮尺10,000分の1以上の地形図		駐車場法第12条の届出に添付して届出る場合は不要
	2 区域を表示した縮尺200分の1の平面図		
	3 路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設を表示した縮尺200分の1の平面図		
省令第2条 (車いす使用者用駐車施設)	1 駐車施設の数に応じ、次のとおり車いす使用者用駐車施設を設けること（車いす使用者用駐車施設の必要数算定の際、普通自動車以外の自動車の駐車のための駐車場は数に含まない） 駐車施設の数が200以下の場合：駐車施設の数 の2%以上 駐車施設の数が200を超える場合：駐車施設の数 の1%+2以上		図面に場所、寸法を記入
	2 幅員が350cm以上である車いす使用者用駐車スペースか		
	3 車いす使用者用駐車スペースであることを表示しているか		
	4 車いす使用者用駐車スペースから道路、公園、広場その他の空地までを結ぶ経路で、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（移動円滑化経路）について、経路の長さをできるだけ短くなる位置に車いす使用者用駐車スペースを配置しているか		
省令第3条 (移動円滑化経路)	1 移動等円滑化経路を1以上設置しているか		
	2 移動等円滑化経路上には傾斜路を併設する場合を除き、段を設けていない		
	3 移動等円滑化経路上の出入口の幅は80cm以上、通路の幅は120cm以上とし、通路は50m以内ごとに車いすの回転スペースを設置しているか		
	4 段に代わる傾斜路の幅は120cm以上、段に併設するものの幅は90cm以上となっているか		
	5 移動等円滑化経路の段に代わり、または段に併設する傾斜路は、勾配を1/12以下とし、高さが16cm以下の場合には1/8以下としているか		
	6 移動等円滑化経路の段に代わり、または段に併設する傾斜路は、高さが75cmを超える場合（勾配が1/20以下の場合を除く。）は、高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置しているか		
	7 移動等円滑化経路の段に代わり、または段に併設する傾斜路は、勾配が1/12を超える傾斜路の部分、または高さが16cmを超え、勾配が1/20を超える傾斜の部分には手すりを設置しているか		
省令第4条 (特殊の装置)	1 国土交通大臣が認定した特殊の装置があるか		省令第2条、第3条を適用しない